

市民後見センター

ほっと

ニュースレター

発行 令和3年1月
発行者 NPO法人 市民後見センター
ほっと 理事長 井上 博司
〒284-0043 千葉県四街道市めいわ 2-9-8
TEL 043-312-7298
FAX 043-312-7098
URL <http://www.kouken-hot.com>
E-mail office@kouken-hot.com

第11号 

<2021年を迎えて>



医学の発達で不治の病がなくなる
かもしれないと思っていた私たちの社会が、未知の
ウイルスという微小な存在の前にはなすすべもない
ほど脆弱だったということが分かり、非日常が日常
化したかのような2020年が終わりました。

私たちは、のちに人類の大きな転換点となる一年
を過ごしたのかもしれない。

2021年はどんな年になるのでしょうか？

少なくとも、前の1年で経験した恐れや我慢を再
び体験することのないよう願います。そして、好き
な外出も思うに任せない人たちが、安心してお日様
の光を浴び、誰にも気兼ねせ
ず大きな声で笑える日が1日
でも早く訪れてくれることを
祈ります。



(理事長 井上博司)

成年後見制度をもっと身近に

<成年後見制度利用促進基本計画のポイント>

現在、成年後見制度を利用している方は約22万人
です(*1)。判断力が落ちてきている方の数は約1千
万人と推計されていますので、この制度を利用すべ
き状況であるにもかかわらず利用できていない方
や、あえて利用していない方が、相当数あるとみら
れています。この状況を改善するために、国と自治体は
法律(*2)と五か年計画(*3)に基づき、利用者がメリ
ットを実感できるような運用をしようと取り組みを
進めています。少しずついろんな改革が行われてい
ますが、大きなポイントを2つ紹介します。

1つは、成年後見は財産管理だけでなく、本人のノ
ーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護
も重視すべきという、この制度本来の理念を再確認
したことです。財産管理も大事ですが、自分の意思が
尊重され、暮らしぶりに応じた支援を得られるかど
うかは最重要事項です。昨年10月、そのような支援
を行うための指標が、「意思決定支援を踏まえた後見
事務のガイドライン」として示されました。早速、後
見人に対する研修が全国で始まっています。

もう1つは、地域連携ネットワークづくりで

地域に「チーム」、「協議会」、「中核機関」のネット
ワークを作って対応しましょうということです。

「チーム」は、本人に直接かかわる人たちの連携組
織。「協議会」は、家庭裁判所を含む権利擁護を目的
とする専門職の自治体規模の連携組織。「中核機関」
は、協議会の事務局で司令塔の役割とされます。

このネットワークが機能することで、地域で後見
人を必要とする方を発見し、その方の状況に応じた
後見人とのマッチングを行い、後見人となる人材を
育成・確保し、選任された後見人のバックアップも
行うという仕組みが動くようになります。

「ほっと」は、同じ地域に生活する市民後見人と
して、財産管理はもとより、それぞれの暮らしぶり
やご意向を尊重した後見業務であることを、当初か
ら大切にしてきました。今後も前述の「ガイドライ
ン」に学び、適切な知識、技術に基づいた後見活動
をしてまいります。

(*1)成年後見関係事件の概況(最高裁判所)令和元年12月

(*2)成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年施行)

(*3)成年後見制度利用促進基本計画(平成29年度～令和3年度)



活動の現場から

身上保護の視点から

～日々の生活の満足度をあげるために～

Aさんは、パソコンの基本的な操作はでき、インターネットの閲覧も大好きです。買い物の好み繊細でこだわりがあるので、ご本人が自分でネットに直接選んで買い物ができると良いと思いました。支払い後は後見人の私が行います。どういう方法があるだろうかと考えた結果、ご本人が支援者のサポートを受けながらインターネットで注文すると、同時に私に、発注時と月末締め請求時にメールが届き、私が内容を確認して請求額をご本人の口座から銀行振込する流れを思いつきました。

よい支援ができると私としては自信をもって、利用方法をご本人と支援者の方に説明しました。

ところが、正式運用を始めてすぐ、同じ商品が三つ続けて発注されるという出来事が起きました。ご本人が単独で画面操作をして注したのが原因です。



すぐに私がキャンセルと返品の手続きをし、重複した着荷品は宅配便で返送できたので、ご本人の経済的損失は返品分の送料負担のみという最小限度で済みました。

事前の説明で「注文は必ず支援の人と一緒にね。」という話でしたが、ご本人に『自分だけでやってみたい』という思いがあることに、この時はじめて気がつきました。まさか独りではやれないだろうと私が勝手に思い込んでいたので、現実の対応ではそこに思いが至りませんでした。

その人の持てる能力を活かし、表現が十分にできない方から本当の思いを引き出すという支援はとても難しいと感じました。今後は、ネットでの買い物は必ず支援者の方と一緒にやっていただくことでご本人の了解を得ました。今後もリスク対策も考えながら生活を楽しんでいただけるような後見を行っていききたいと思います。(H.I)



<勉強会報告>

日時:令和2年12月13日13時～

場所:わろうべの里 会議研修室

【テーマ:四街道市成年後見制度に関する要綱*の一部改正について】

この要綱*は、高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的としていますが、令和2年4月1日に一部の改正がありました。

私達は、審判請求の対象者、その種類、手続き、報酬の助成等について、従来の部分は再確認をして、改正箇所については改正された要綱を基に学びました。

特に注目は、今までは、後見報酬助成対象者について分かり辛い表現でしたが、この度、市町村民税非課税世帯で且つ前年度の年収が150万円以下である者

換金可能な資産が100万円以下である市内居住者(細かい条件はあります)と分かり易くなり、しかも今までよりとても拡大された点です。これらは、四街道市民成年後見制度利用促進への画期的な改善がされたと言えます。

福祉の増進は、四街道市の高齢化率が高いことを鑑みての改正かもと存じます。何れに致しましても市の厳しい財政の中で後見制度を広く使いやすいように改善して頂きました事に深く感謝しております。年の瀬に、これからも信頼される“ほっと”の活動に真摯に向き合うことを確認

した大変有意義な時間でした。

*四街道市成年後見制度における

市長による審判請求手続き等に関する要綱



お知らせ (後見等のご相談)

- ① 法人「ほっと」にお電話を!
- ② 第2日曜日わろうべの里でもお話を伺います (13時～)

編集後記

今回の会報にも、ご本人の意思決定稿を載せる予定でおります。

未だ、新感染症が蔓延しています。今回の会報お届け時には日常に明るい兆しが出ていますように。(K)

